

阪神なんば線淀川橋梁改築に係る事業調整協議会（仮称） 規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、「阪神なんば線淀川橋梁改築に係る事業調整協議会（仮称）（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、近畿地方整備局が事業主体として実施する阪神なんば線淀川橋梁改築事業及び事業実施に伴うまちなみの再編に係る課題を大阪府、大阪市、阪神電気鉄道（株）が共有し、課題の解決に向け連携・協力することにより、円滑な事業推進、早期の工事着手を図ることを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の庶務を行うため、近畿地方整備局淀川河川事務所沿川整備課に事務局を置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 事業の課題解決に向けた、進め方・連携方策等の調整を図る。
- 2) 事業の理解と協力を求めるための説明・広報について調整を図る。
- 3) 毎年、協議会を開催するなどして、事業の進捗状況を確認する。

（幹事会の構成・実施事項）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、課題整理、調査、整備内容等の各種検討、調整を行う。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、非公開とし、その結果を公表するものとする。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表 1 (協議会)

協議会 構成員	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部長	
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長	
大阪府 都市整備部長	
大阪市 都市計画局長	
大阪市 建設局長	
阪神電気鉄道(株) 常務取締役 都市交通事業本部長	

別表 2 (幹事会)

幹事会 構成員	
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課長	
国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所 副所長	
大阪府 都市整備部 河川整備課長	
大阪市 都市計画局 計画部 都市計画課長	
大阪市 建設局 道路部 鉄道交差担当課長	
阪神電気鉄道(株) 工務部 施設課長	